令和5年度　民間企業における退職給付制度の状況等に関する調査研究
報告書

株式会社 矢野経済研究所

＜目次＞

Ⅰ　調査の目的・概要 4
1. 調査目的 4
2. 調査の概要 4
3. 事前調査 5
3. 1　事前調査設計 5
3. 1. 1　対象企業の選定 5
3. 1. 2　対象企業への依頼方法 5
3. 1. 3　回収方法 5
3. 2　事前調査票の回収 6
3. 2. 1　回収企業数 6
3. 2. 2　事業内容別事前調査票の回収状況 6
3. 2. 3　従業員規模別事前調査票の回収状況 7
3. 2. 4　設立年数別事前調査票の回収状況 7
4. ヒアリング調査 8
4. 1　ヒアリング調査設計 8
4. 1. 1　ヒアリング企業の選定 8
4. 1. 2　ヒアリング企業への依頼方法 8
4. 1. 3　ヒアリングの実施方法 8
Ⅱ　事前調査について 9
1. 回答内容について 9
1. 1　退職給付制度の概要 9
1. 1. 1　従業員規模別退職給付制度の概要 9
1. 2　退職一時金の算定式 10
1. 3　算定式やポイント制でのポイント付与方法において要素となるもの 11
1. 4　退職金の平均支給額、モデル支給額 12
1. 4. 1　平均支給額 12
1. 4. 1. 1　従業員規模別平均支給額 12
1. 4. 2　モデル支給額 13
1. 4. 2. 1　従業員規模別モデル支給額 13
1. 5　退職給付制度のない理由 14
1. 6　独自の取組み制度について 15
1. 6. 1　会社都合・定年退職時の最低勤続年数 16
1. 6. 2　自己都合退職時の最低勤続年数 16
1. 7　懲戒処分における支給制限処分制度について 17
1. 8　後日のヒアリングの可否 18
Ⅲ　ヒアリング調査について（*個別の企業の情報を含むため非公表） 18
Ⅳ　参考資料 19
1. 事前調査票、依頼状 19
1. 1　事前調査対象企業への依頼内容 19
2. 本調査における主要な用語の定義 27

Ⅰ　調査の目的・概要

1. 調査目的

内閣人事局では、国家公務員の退職手当制度の総合的な検討に資するため、民間企業における退職給付制度に関する基本的な事項及びその時々の状況に応じた詳細な事項の調査・研究を継続的に行っている。

本年度は、今後の国家公務員退職手当制度の検討を行う際の基礎資料とするため、民間企業の退職給付にかかる独自制度や特徴的な算出方法等について、調査研究を行った。

2. 調査の概要

本調査研究では、民間企業における状況の把握のための郵送等による事前調査を行うとともに、具体的な事例や動向を把握するため、事前調査結果から対象企業を選定し、ヒアリング調査を行うこととした。

3. 事前調査

3. 1　事前調査設計

3. 1. 1　対象企業の選定

日本産業分類の大分類のうち、公務員及び分類不能の産業を除く全産業を対象とした。「平成 28 年経済センサス－活動調査　事業所に関する集計　産業横断的集計」に基づき、全体に占める各産業の割合が我が国の企業の分布実態と同程度になるよう東京商エリサーチ（TSR）の企業情報から、従業員規模 50 人以上の企業を対象に無作為抽出により当初 1,020 社、追加で 1,020 社の計 2,040 社の企業を選定した。

＜表＞産業分類・従業員規模別対象企業数

産業分類＼従業員数	50 人以上 300 人未満	300 人 以上	対象 企業数
1　農業、林業	8	2	10
2　漁業	2	2	4
3　鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	4
4　建設業	160	20	180
5　製造業	410	78	488
6　電気・ガス・熱供給・水道業	8	2	10
7　情報通信業	104	22	126
8　運輸業、郵便業	158	24	182
9　卸売業、小売業	382	64	446
10　金融業、保険業	22	10	32
11　不動産業、物品賃貸業	88	16	104
12　学術研究、専門・技術サービス業	82	14	96
13　宿泊業、飲食サービス業	46	8	54
14　生活関連サービス業、娯楽業	42	8	50
15　教育、学習支援業	12	2	14
16　医療、福祉	38	6	44
17　複合サービス業	2	2	4
18　サービス業（他に分類されないもの）	160	32	192
対象企業数	1,726	314	2,040

3. 1. 2　対象企業への依頼方法

対象企業に対し、依頼状及び依頼内容を記した文書と事前調査票を郵送し、退職給付制度に関する事前調査の協力を依頼した。

3. 1. 3　回収方法

企業からの事前調査票の回収手段として、郵送、FAX による 2 方式を提示し、要望に応じてメールによる回答を受け、回収を行った。

3．2　事前調査票の回収

3．2．1　回収企業数

2,040 社を対象に事前調査を依頼したところ、回答があった企業は 481 社であった。

回答があった企業のうち 17 社は、事前調査票にて常勤従業員数が 50 人未満と回答があったこと、従業員数の項目が未回答であったことにより条件に合致しないとして除外し、464 社を有効回答数とした。

＜表＞回収企業数

	社数	割合
有効回答数	464	96.5%
条件不合致のため除外	17	3.5%
全体	481	100.0%

3．2．2　事業内容別事前調査票の回収状況

事業内容別に回収状況をみると、「卸売業、小売業」の割合が最も高く、37.5%、次いで「製造業」が 18.8%であった。

＜表＞事業内容別回収状況

事業内容	社数	割合
農業、林業	0	0.0%
漁業	1	0.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
建設業	50	10.8%
製造業	87	18.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	2.2%
情報通信業	19	4.1%
運輸業、郵便業	35	7.5%
卸売業、小売業	174	37.5%
金融業、保険業	4	0.9%
不動産業、物品賃貸業	18	3.9%
学術研究、専門・技術サービス業	3	0.6%
宿泊業、飲食サービス業	4	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	12	2.6%
教育、学習支援業	1	0.2%
医療、福祉	5	1.1%
複合サービス業	2	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	17	3.7%
その他	19	4.1%
無回答	3	0.6%
全体	464	100.0%

3．2．3　従業員規模別事前調査票の回収状況

従業員規模別に回収状況をみると、「100～300 人未満」の割合が最も高く、45.7%、次いで「50～100 人未満」が 27.6%であった。

＜表＞従業員規模別回収状況

従業員数	社数	割合
50～100 人未満	128	27.6%
100～300 人未満	212	45.7%
300～1,000 人未満	78	16.8%
1,000 人以上	46	9.9%
全体	464	100.0%

3．2．4　設立年数別事前調査票の回収状況

設立年数別に回収状況をみると、「30 年以上」の割合が最も高く、78.2%、次いで「20～30 年未満」が 10.8%であった。

＜表＞設立年数別回収状況

設立年数	社数	割合
5 年未満	6	1.3%
5 年～10 年未満	10	2.2%
10 年～20 年未満	35	7.5%
20 年～30 年未満	50	10.8%
30 年以上	363	78.2%
全体	464	100.0%

4. ヒアリング調査

4. 1　ヒアリング調査設計

4. 1. 1　ヒアリング企業の選定

事前調査において、後日のヒアリングに対応可能と回答のあった企業の中から、退職給付にかかる独自制度や特徴的な算出方法等に着目し、業種・従業員規模・退職金制度等が極力重複しないように 10 社を選定した。

＜表＞ヒアリング企業概要

	業種	従業員数	設立年数
A社	製造業	300～1,000 人未満	30 年以上
B社	生活関連サービス業、娯楽業	300～1,000 人未満	30 年以上
C社	製造業	1,000 人以上	30 年以上
D社	建設業	300～1,000 人未満	30 年以上
E社	製造業	100～300 人未満	30 年以上
F社	サービス業（他に分類されないもの）	100～300 人未満	30 年以上
G社	卸売業、小売業	100～300 人未満	5 年未満
H社	卸売業、小売業	300～1,000 人未満	30 年以上
I社	電気・ガス・熱供給・水道業	50～100 人未満	20～30 年未満
J社	情報通信業	1,000 人以上	5～10 年未満

4. 1. 2　ヒアリング企業への依頼方法

対象企業に対し、電話および電子メールにてヒアリングの依頼を行った。WEB 会議には、事前調査に回答した担当者等、自社の退職給付制度等に熟知した者に出席依頼した。また、退職給付制度や就業規則などについて、事前提供又はヒアリング時の共有を依頼した。

4. 1. 3　ヒアリングの実施方法

対象企業に対して、WEB 会議ツールによるヒアリングを依頼し、WEB 会議にて提供可能な資料等を共有しながらヒアリングを行った。

Ⅱ　事前調査について

1. 回答内容について

1. 1　退職給付制度の概要

回答のあった企業 464 社のうち 95.2%が何れかの退職給付制度を有している。そのうち退職一時金制度を有している企業は 79.7%となった。

＜表・図＞退職給付制度の概要

	社数	割合
退職一時金制度のみ	169	36.4%
退職一時金制度と企業年金制度	201	43.3%
企業年金制度のみ	72	15.5%
ない	21	4.5%
無回答	1	0.2%
全体	464	100.0%

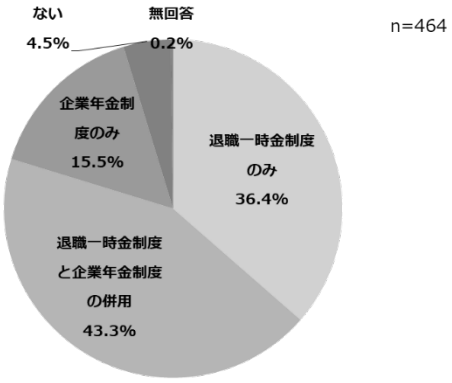

1. 1. 1　従業員規模別退職給付制度の概要

従業員規模別に退職給付制度の概要をみると、「50～100 人未満」の企業は、他区分と比較して、退職一時金のみを有するとの回答の割合が高く、企業規模が大きくなるにつれてその割合は低くなる傾向がある。また、退職一時金制度と企業年金制度を併用との回答は、従業員規模が大きいほどその割合は高く、300 人以上の企業では合計の半数以上を占める。

＜表＞従業員規模別退職給付制度の概要

	合計	退職一時金制度のみ	退職一時金制度と企業年金制度	企業年金制度のみ	ない	無回答
50～100 人未満	128 100.0%	68 53.1%	40 31.3%	14 10.9%	6 4.7%	0 0.0%
100～300 人未満	212 100.0%	73 34.4%	90 42.5%	37 17.5%	11 5.2%	1 0.5%
300～1,000 人未満	78 100.0%	18 23.1%	46 59.0%	11 14.1%	3 3.8%	0 0.0%
1,000 人以上	46 100.0%	10 21.7%	25 54.3%	10 21.7%	1 2.2%	0 0.0%
全体	464 100.0%	169 36.4%	201 43.3%	72 15.5%	21 4.5%	1 0.2%

1．2　退職一時金の算定式

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」と回答した企業において、退職一時金の算定式は、「ポイント制」が最も多く 153 社となり、「退職時の基本給×勤続年数別支給率」が次いで 121 社となった。

その他には「都度退職金を決定」「ポイント方式とテーブル方式のミックス」「キャッシュバランスプラン（※）の個人勘定残高を基に別表で算出」などの回答があった。

以下の回答項目の詳細は下記のとおり

- ✓ **退職時の基本給×勤続年数別支給率**：退職時の基本給の全部又は一部×勤続年数別支給率　にて算出する方法
- ✓ **別テーブル方式**：退職時の基本給とは別の退職一時金算定基礎額に勤続年数別支給率を乗じて算出する方法
- ✓ **定額方式**：退職時の賃金とは関係なく、勤続年数別、退職理由別などに、退職一時金額そのものを事前に定めているもの
- ✓ **ポイント方式**：退職一時金の算定にポイントを用いるもので、勤続年数、資格、役職、成績等に応じて毎年ポイントを付し、退職時にその累計に 1 ポイントあたりの単価を乗じて退職一時金を決定する方法

＜表・図＞退職一時金の算定式（複数回答）

	回答数（社数）	割合
退職時の基本給×勤続年数別支給率	121	32.7%
別テーブル方式	78	21.1%
定額方式	20	5.4%
ポイント方式	153	41.4%
その他	17	4.6%
全体	389（370）	—

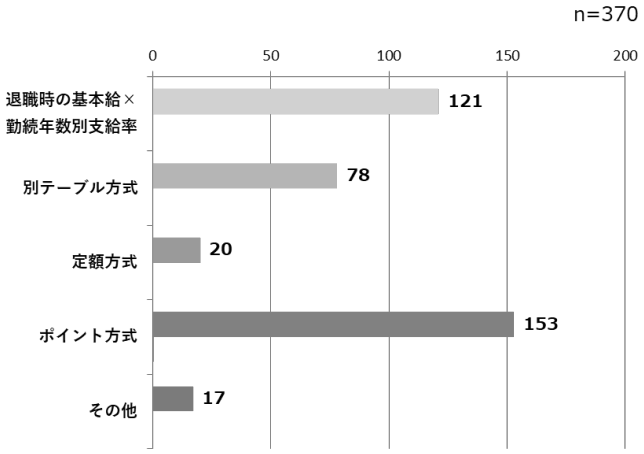

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」と回答した企業 370 社が対象。割合は回答数を対象企業数で除したもの。

（※）キャッシュバランスプランとは、「確定給付型」と「確定拠出型」の両方の特徴を併せ持つ給付設計の企業年金のひとつ。制度上は確定給付型に分類されるが、個人ごとの勘定で仮想的に管理され、将来の給付額が市場金利等に連動する仕組みであり、退職給付会計上の退職給付債務・費用の増加が抑制されるため、多くの企業年金で採用されている。

1．3　算定式やポイント制でのポイント付与方法において要素となるもの

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業において、退職一時金および企業年金の算定式やポイント付与方法において要素となるものは、「勤続年数」と回答した企業が最も多く 357 社となり、「退職理由」が次いで 241 社となった。

その他には「毎月の基礎給与」「毎月の給与の数%をつみたてていく方法」などの回答があった。

＜表・図＞算定式およびポイント制の要素（複数回答）

	回答数（社数）	割合
勤続年数	357	80.8%
退職理由	241	54.5%
職能	205	46.4%
役割	136	30.8%
評価・考課	59	13.3%
年齢	36	8.1%
学歴	9	2.0%
ボーナス	3	0.7%
採用方法	2	0.5%
その他	11	2.5%
無回答	53	12.0%
全体	1,112（442）	—

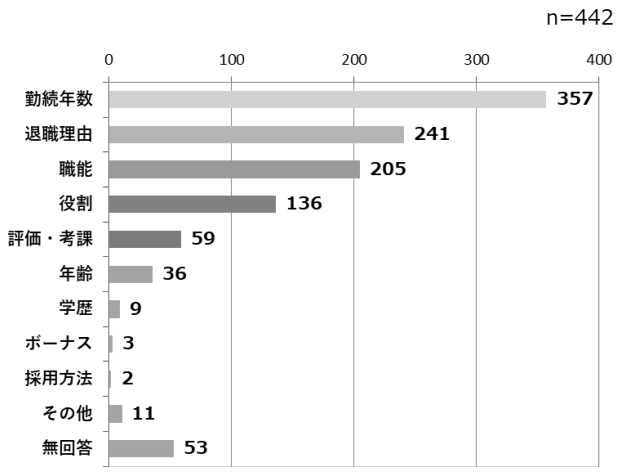

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業 442 社が対象。割合は回答数を対象企業数で除したもの。

1．4　退職金の平均支給額、モデル支給額

1．4．1　平均支給額

退職金の平均支給額について、43 社から回答を得た。「500 万円以上 1,000 万円未満」に該当する金額を回答した企業の割合が最も高く 44.2%となり、「1,000 万円以上 1,500 万円未満」が次いで 25.6%となった。平均値は「1,199 万円」、最大値は「2,700 万円」、最小値は「50 万円」となった。

＜表・図＞平均支給額の割合（任意回答）

	社数	割合
500 万円未満	4	9.3%
500 万円以上 1,000 万円未満	19	44.2%
1,000 万円以上 1,500 万円未満	11	25.6%
1,500 万円以上 2,000 万円未満	6	14.0%
2,000 万円以上 2,500 万円未満	2	4.7%
2,500 万円以上	1	2.3%
全体	43	100.0%

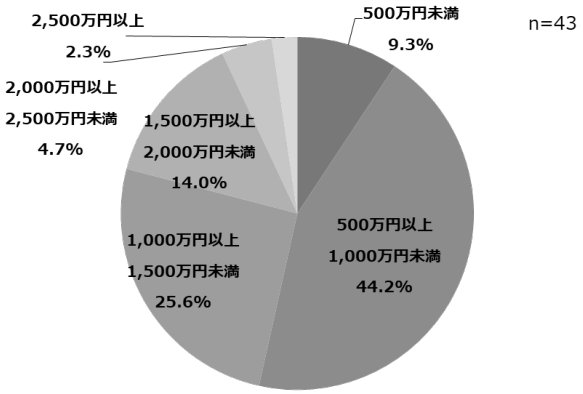

1．4．1．1　従業員規模別平均支給額

従業員規模別に平均支給額をみると、「1,000 人以上」の企業は、1,500 万円以上が 57.2%となり、他区分と比較して支給額が高くなっている。

＜表＞従業員規模別平均支給額の割合

	合計	500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上 1,500 万円未満	1,500 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 2,500 万円未満	2,500 万円以上
50～100 人未満	11 100.0%	2 18.2%	5 45.5%	3 27.3%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%
100～300 人未満	17 100.0%	2 11.8%	8 47.1%	4 23.5%	2 11.8%	1 5.9%	0 0.0%
300～1,000 人未満	8 100.0%	0 0.0%	5 62.5%	2 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%
1,000 人以上	7 100.0%	0 0.0%	1 14.3%	2 28.6%	3 42.9%	1 14.3%	0 0.0%
全体	43 100.0%	4 9.3%	19 44.2%	11 25.6%	6 14.0%	2 4.7%	1 2.3%

1．4．2　モデル支給額

退職金のモデル支給額について、50 社から回答を得た。「500 万円以上 1,000 万円未満」に該当する金額を回答した企業の割合が最も高く 28.0%となり、「1,000 万円以上 1,500 万円未満」、「1,500 万円以上 2,000 万円未満」が次いで 22.0%となった。平均値は「1,526 万円」、最大値は「3,500 万円」、最小値は「487 万円」となった。

＜表・図＞モデル支給額の割合（任意回答）

	社数	割合
500 万円未満	2	4.0%
500 万円以上 1,000 万円未満	14	28.0%
1,000 万円以上 1,500 万円未満	11	22.0%
1,500 万円以上 2,000 万円未満	11	22.0%
2,000 万円以上 2,500 万円未満	8	16.0%
2,500 万円以上	4	8.0%
全体	50	100.0%

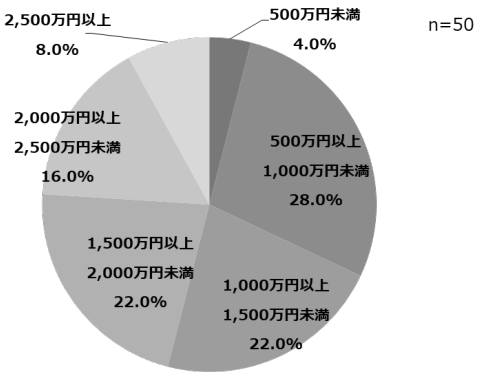

1．4．2．1　従業員規模別モデル支給額

従業員規模別にモデル支給額をみると、「1,000 人以上」の企業は、1,000 万円以上が 100%となり、他区分と比較して支給額が高くなっている。

＜表＞従業員規模別モデル支給額の割合

	合計	500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上 1,500 万円未満	1,500 万円以上 2,000 万円未満	2,000 万円以上 2,500 万円未満	2,500 万円以上
50～100 人未満	11 100.0%	0 0.0%	3 27.3%	6 54.5%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%
100～300 人未満	22 100.0%	1 4.5%	9 40.9%	3 13.6%	4 18.2%	4 18.2%	1 4.5%
300～1,000 人未満	4 100.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	1 25.0%	0 0.0%	0 0.0%
1,000 人以上	13 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 15.4%	5 38.5%	4 30.8%	2 15.4%
全体	50 100.0%	2 4.0%	14 28.0%	11 22.0%	11 22.0%	8 16.0%	4 8.0%

1．5　退職給付制度のない理由

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「ない」と回答した企業において、「月額賃金・賞与等に上乗せしているため」「従業員の実績を重視した賃金体系の中で処遇」と回答した企業が最も多く 6 社となった。

その他には「定年 60 歳、継続雇用 65 歳迄の規定となっているが、実際には 65 歳を過ぎても、同条件で雇用しており、80 歳を過ぎても働いている人がいる。60 歳で退職金を受け取り、60 歳以降の継続雇用で給与が少なくなるよりも条件的には良いため」などの回答があった。

＜表・図＞退職給付制度のない理由（複数回答）

	回答数（社数）	割合
定年制がない	0	0.0%
従業員の在職期間が短いため	2	9.5%
月額賃金・賞与等に上乗せしているため	6	28.6%
従業員の実績を重視した賃金体系の中で処遇	6	28.6%
ストックオプション制度	0	0.0%
現物支給	0	0.0%
その他	9	42.9%
全体	23（21）	—

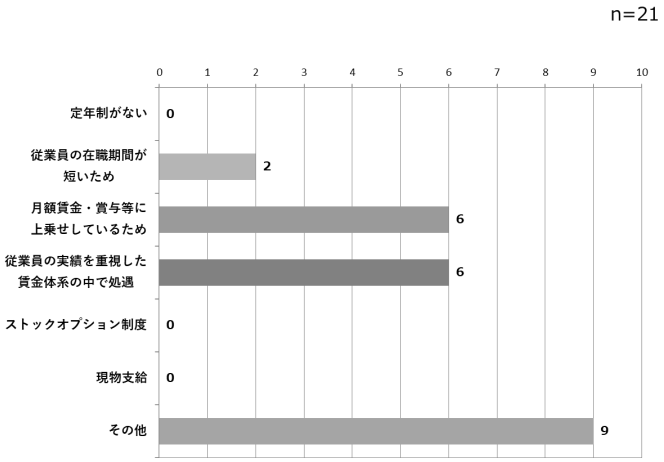

※退職給付制度を「ない」と回答した企業 21 社が対象。割合は回答数を対象企業数で除したもの。

1．6　独自の取組み制度について

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業において、退職給付制度における独自の取組みは、「短期間の勤続年数における不支給」と回答した企業が最も多く 331 社となり、「退職金前払い制度」が次いで 22 社となった。

81 社の企業が独自の取組みは「ない」と回答した。

＜表・図＞独自の取組み制度（複数回答）

	回答数（社数）	割合
ストックオプション制度	2	0.5%
短期間の勤続年数における不支給	331	74.9%
中途（経験者）採用者を対象とした制度	4	0.9%
退職金前払い制度	22	5.0%
ない	81	18.3%
無回答	19	4.3%
全体	459（442）	—

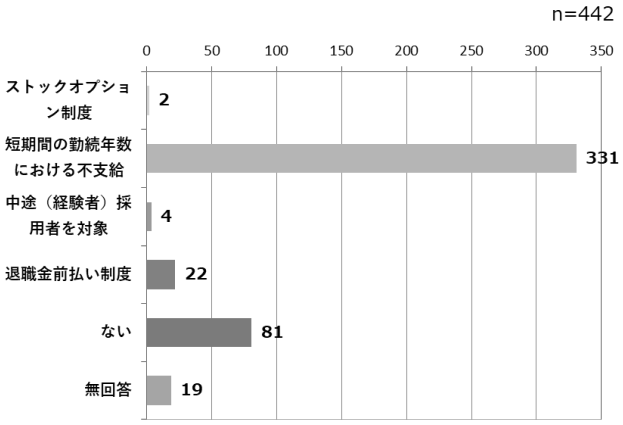

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業 442 社が対象。割合は回答数を対象企業数で除したもの。

1．6．1　会社都合・定年退職時の最低勤続年数

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業のうち上記 1.6（独自の取組み制度）において、「無回答」とした以外の企業において、会社都合・定年退職時の最低勤続年数について、「制限なし」と回答した企業の割合が最も高く 55.1%となり、「2 年超 3 年以内」に該当する年数を回答した企業が次いで 22.0%となった。

＜表・図＞会社都合・定年退職時の最低勤続年数

	社数	割合
制限なし	233	55.1%
0 年超 1 年以内	51	12.1%
1 年超 2 年以内	28	6.6%
2 年超 3 年以内	93	22.0%
3 年超 4 年以内	8	1.9%
4 年超 5 年以内	7	1.7%
5 年超	3	0.7%
全体	423	100.0%

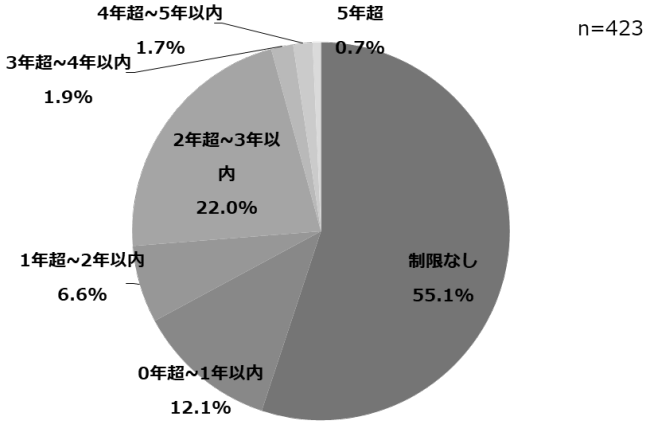

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業 442 社のうち、独自の取組みを「無回答」とした 19 社を除いた 423 社が対象。

1．6．2　自己都合退職時の最低勤続年数

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業のうち上記 1.6（独自の取組み制度）において「無回答」とした以外の企業において、自己都合退職時の最低勤続年数について、「2 年超 3 年以内」に該当する年数を回答した企業の割合が最も高く 45.6%となり、「制限なし」と回答した企業が次いで 24.6%となった。

＜表・図＞自己都合退職時の最低勤続年数

	社数	割合
制限なし	104	24.6%
0 年超 1 年以内	50	11.8%
1 年超 2 年以内	50	11.8%
2 年超 3 年以内	193	45.6%
3 年超 4 年以内	9	2.1%
4 年超 5 年以内	13	3.1%
5 年超	4	0.9%
全体	423	100.0%

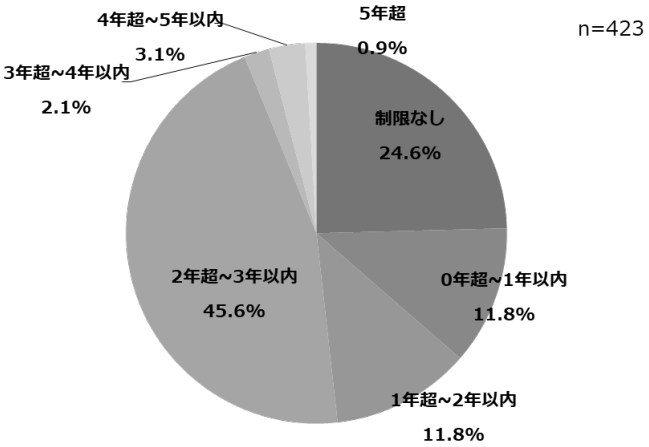

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業 442 社のうち、独自の取組みを「無回答」とした 19 社を除いた 423 社が対象。

1．7　懲戒処分における支給制限処分制度について

上記 1.1（退職給付制度の概要）において、退職給付制度が「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業において、懲戒処分における支給制限処分制度は、「懲戒解雇の場合あり」と回答した企業が最も多く 361 社となり 80%を超えた。

一方で、48 社の企業が「支給制限処分なし」と回答した。

＜表・図＞懲戒処分における支給制限処分制度（複数回答）

	回答数（社数）	割合
懲戒解雇の場合あり	361	81.7%
懲戒解雇以外あり	81	18.3%
禁錮以上の刑が確定した場合あり	39	8.8%
上記以外の場合であり	19	4.3%
支給制限処分なし	48	10.9%
無回答	14	3.2%
全体	562（442）	—

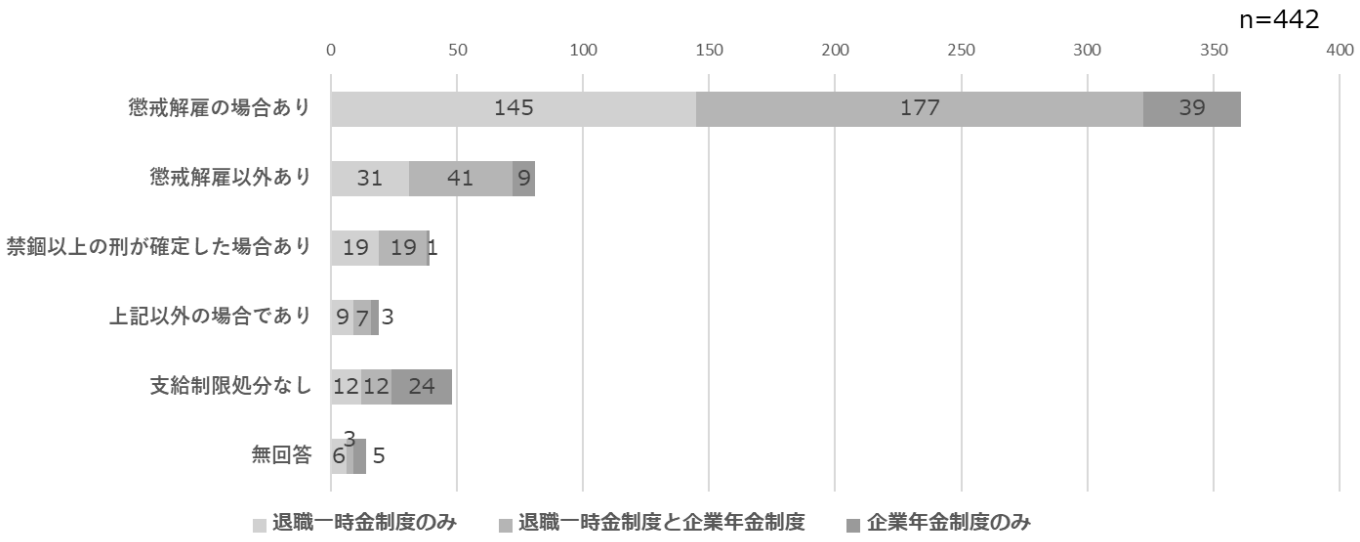

※退職給付制度を「退職一時金のみ」「退職一時金と企業年金の併用」「企業年金のみ」と回答した企業 442 社が対象。割合は回答数を対象企業数で除したもの。

1．8　後日のヒアリングの可否

事前調査に回答のあった企業 464 社のうち、後日のヒアリング調査の可否について、協力可能との回答では「電話なら協力できる」と回答した企業が最も多く 108 社あった。

326 社の企業が「協力できない」と回答した。

＜表・図＞後日のヒアリングの可否（複数回答）

	回答数（社数）	割合
WEB 会議なら協力できる	29	6.3%
対面なら協力できる	21	4.5%
電話なら協力できる	108	23.3%
協力できない	326	70.3%
無回答	8	1.7%
全体	492（464）	—

※割合は回答数を対象企業数で除したもの。

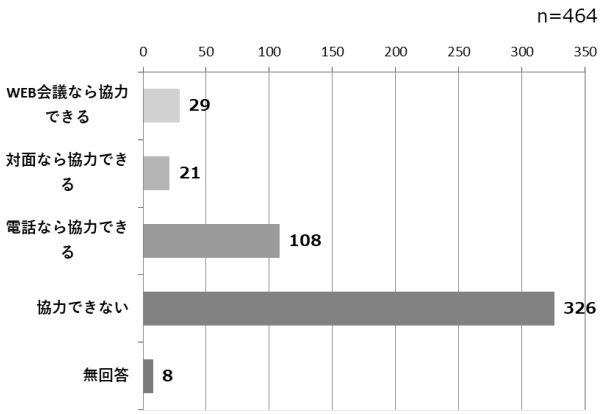

Ⅲ　ヒアリング調査について（*個別の企業の情報を含むため非公表）

ヒアリング調査結果については、個別の企業の情報を含むため非公表といたします。

Ⅳ　参考資料

1. 事前調査票、依頼状

1．1　事前調査対象企業への依頼内容

（依頼状　1ページ目）

令和５年11月３日（金）までにご提出ください。

令和５年１０月

「民間企業における退職給付制度に関する調査」ご協力のお願い

株式会社矢野経済研究所
内閣官房内閣人事局退職手当第二係

拝啓
　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　内閣官房内閣人事局では、民間企業の退職給付の実態を踏まえ、より適切な国家公務員の退職給付制度の検討を行う観点から、この度、民間企業の退職給付制度に関する調査を実施することといたしました。
　具体的には、全国の企業から約1,000社を対象として、調査の内容により退職給付制度における実態を把握することとし、産業・従業員数別に、無作為に抽出した結果、御社に依頼させていただきました。
　なお、ご提供いただいた調査結果等については、内閣人事局での国家公務員制度の検討にのみ活用させていただくこととし、厳重に管理の上、個別の企業名、回答内容等が外部に公開されるようなことは決してございませんので、念のため申し添えます。
　本調査に関する業務については、内閣人事局から委託を受けた、株式会社矢野経済研究所が実施しております。次頁の「『民間企業における退職給付制度に関する調査』ご回答に際して」をご覧いただき、郵送、ＦＡＸ等にて、下記調査委託先までご提供くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点については、下記調査委託先に直接お問い合わせください。
　ご多忙中のこととは存じますが、本調査の主旨にご理解を賜り、何とぞご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

【調査委託先】（内容についてのお問い合わせ先）
株式会社　矢野経済研究所
〒164-8620 東京都中野区本町2-46-2　中野坂上セントラルビル
担当：石神・髙野
TEL：03-5371-6934（東京）　担当者業務用携帯電話　070-8818-8274
お問い合わせ時間：平日 9:00～17:00
E-MAIL：taishoku@yano.co.jp

【調査委託元】
内閣官房内閣人事局退職手当第二係
担当　：五味・海野　TEL：03-5253-2111（代表）
本調査に関するお知らせ：
＜内閣人事局ホームページ＞
https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjikyoku/minkan_taisyokukyufu.html

1

（依頼状　2 ページ目）

「民間企業における退職給付制度に関する調査」ご回答に際して

1. ご回答いただきたい内容

（Ⅰ）ご連絡先
　貴社名、電話番号など
（Ⅱ）貴社の概況
　事業内容、従業員数など
（Ⅲ）貴社の退職給付制度の概要
　退職給付制度の有無など
（Ⅳ）貴社独自の取組等
　独自の退職給付制度、支給制限処分
（Ⅴ）本調査に関連する後日のヒアリング調査について
　後日ヒアリングにご協力いただけるかなど

（別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式にご記入ください。）

2. 個人情報及び企業情報のお取扱いについて

本調査でお預かりした個人情報及び企業情報につきましては、ご回答内容の再確認など調査業務のみに利用し、他の目的では利用いたしません。また、内閣人事局及び弊社以外の第三者への提供や個人情報の取扱いを外部に委託することもありません。お取扱いの詳細は、こちらをご確認ください。

⇒ https://www.yano.co.jp/privacy_policy/

3. 提出期限

提出期限：令和５年11月３日（金）

4. 提出にあたっての注意事項

次頁の「６．提出方法」をご参考に、郵送（切手不要）、ＦＡＸ等の方法によりご提出をお願いします。ご不明な点、ご質問等ございましたら、下記までご連絡ください。

また、**別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式**の電子媒体（Word2010）をご所望の場合も、下記までご連絡ください。

5. お問い合わせ先

株式会社　矢野経済研究所　（担当）石神・髙野
〒164-8620　東京都中野区本町2-46-2　中野坂上セントラルビル
TEL：03-5371-6934　お問い合わせ時間：平日9:00～17:00
E-MAIL：taishoku@yano.co.jp

（依頼状　3 ページ目）

6. 提出方法

下記ア～ウの方法により、ご提出をお願いいたします。

ア　郵送でご提出いただく場合

① 別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式に、必要事項をご記入ください。

② ①を同封の返信用封筒に入れ、11 月３日（金）までに、切手を貼らずにポストにご投函ください。

イ　ＦＡＸでご提出いただく場合

① 別紙「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式に、必要事項をご記入ください。

② 下記の「提出先ＦＡＸ」番号宛てに、①をご送信ください。

提出先ＦＡＸ：03-5371-6965

ウ　その他の方法でご提出いただく場合

ア、イ以外のご提出方法をご希望の場合は「5. お問い合わせ先」までご連絡ください。

ご提出は、令和５年 11 月３日（金）までに、お願いいたします。

～本調査へのご協力ありがとうございました～

3

（事前調査票　１ページ目）

別紙

「民間企業における退職給付制度に関する調査」回答様式

Ⅰ　ご連絡先

ご回答いただいた内容を確認させていただく場合がありますので、ご担当者様のご連絡先をご記入ください。

貴社名	
部署名	
ご担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

Ⅱ　貴社の概況

問１　貴社の事業内容（業種）は、次のうちどれに該当しますか。
（○は１つ。事業が複数ある場合、過去一年間の売上の最も多い事業を選択してください。）

1　農業、林業	11　不動産業、物品賃貸業
2　漁業	12　学術研究、専門・技術サービス業
3　鉱業、採石業、砂利採取業	13　宿泊業、飲食サービス業
4　建設業	14　生活関連サービス業、娯楽業
5　製造業	15　教育、学習支援業
6　電気・ガス・熱供給・水道業	16　医療、福祉
7　情報通信業	17　複合サービス業
8　運輸業、郵便業	18　サービス業（他に分類されないもの）
9　卸売業、小売業	19　その他（　　）
10　金融業、保険業	

問２　貴社の企業全体の常勤従業員は何人ですか。（○は１つ）

1　50 人未満	3　100～300 人未満	5　1,000 人以上
2　50～100 人未満	4　300～1,000 人未満	

※企業全体の常勤従業員とは、貴社において期間を定めず雇用されている、いわゆる正社員をいいます。

問３　貴社は、設立してから何年になりますか。（○は１つ）

1　５年未満	3　10 年～20 年未満	5　30 年以上
2　５年～10 年未満	4　20 年～30 年未満	

1

（事前調査票　2ページ目）

Ⅲ　貴社の退職給付制度の概要

問１　退職給付制度はありますか。（○は１つ）

1　ある（退職一時金制度のみ）	3　ある（企業年金制度のみ）
2　ある（退職一時金制度と企業年金制度の併用）	4　ない

※退職給付制度とは、退職一時金制度及び企業年金制度のことをいいます。なお、企業年金を一時金として支給するもの（選択一時金・脱退一時金）は、退職一時金制度ではなく、企業年金制度としてください。

➡回答１，２の方→問２へ／回答３の方→問３へ／回答４の方→問５へ

問２　退職一時金の算定方式（計算式）は次のどれに該当しますか。（○はいくつでも）

1　退職時の基本給×勤続年数別支給率	4　ポイント方式
2　別テーブル方式（退職金算定基礎給等×勤続年数別支給率）	5　その他（　　）
3　定額方式	

※「退職時の基本給」には退職時の基本給の一部としている場合も含みます。
※「別テーブル方式」とは、退職時の基本給とは別の退職一時金算定基礎額に勤続年数別支給率を乗じて算出する方法をいいます。
※「定額方式」とは、退職時の賃金とは関係なく、勤続年数別、退職理由別などに、退職一時金額そのものを事前に定めているものをいいます 。
※「ポイント方式」とは、退職一時金の算定にポイントを用いるもので、勤続年数、資格、役職、成績等に応じて毎年ポイントを付し、退職時にその累計に１ポイント当たりの単価を乗じて退職一時金を決定する方法をいいます。

問３　退職金の算定式やポイント制でのポイント付与方法において、要素となるものは次のどれに該当しますか。（○はいくつでも）

1　勤続年数	6　年齢
2　退職理由（自己都合、会社都合、定年、死亡、早期退職、希望退職等）	7　学歴
	8　ボーナス
3　職能（等級・資格）	9　採用方法（新卒採用、中途採用等）
4　役割（職務・役職）	10　その他（　　）
5　評価・考課	

問４　退職金の支給額（新卒採用されてから定年退職した場合）をご記入ください。（任意回答）

平均支給額（　　万円）	モデル支給額（　　万円）

➡問６へ

（問１で「４　ない」と回答した方のみお答えください。）

問５　退職給付制度がない理由を教えてください。（○はいくつでも）

1　定年制がないため	5　ストックオプション制度を導入しているため
2　従業員の流動性が高いことや設立から間がないことなどから従業員の在職期間が短いため	6　現物支給をしているため（　　）
	7　その他（　　）
3　月額賃金・賞与等に上乗せしているため	
4　年俸制、出来高払い制など従業員の実績を重視した賃金体系の中で処遇をしているため	

➡問８へ

（事前調査票　3ページ目）

Ⅳ　貴社独自の取組等

問６　退職給付制度について、あるものを全て選択してください。（○はいくつでも）

1　ストックオプション制度（一部含む） 2　勤続期間が短い場合に、退職金を不支給とする制度（以下に詳細な内容を記載） 会社都合・定年退職の場合の最低勤続年数： （　　年　　月） 自己都合退職の場合の最低勤続年数： （　　年　　月）	3　中途（経験者）採用者を対象とした制度 4　退職金前払い制度 5　ない

問７　懲戒処分における支給制限処分制度について、あるものを全て選択してください。（○はいくつでも）

1　懲戒解雇の場合あり 2　懲戒解雇以外（出勤停止、減給等）の場合でもあり 3　禁錮以上の刑が確定した場合あり	4　１～３以外の場合であり（　　） 5　支給制限処分はない

Ⅴ　本調査に関連する後日のヒアリング調査について

問８　貴社の退職給付制度に関する取組みについて、今回の調査に関連した詳しいご意見をお聴きしたい場合、後日ヒアリング調査にご協力いただけますでしょうか。（○はいくつでも）

1　WEB会議なら協力できる 2　対面なら協力できる	3　電話なら協力できる 4　協力できない

➡回答１，２，３の方→問９へ／回答４の方→回答終了です

問９　ヒアリング時に貴社の退職給付制度に関する規定等のご提供は可能でしょうか。（○は１つ）

1　可能 2　一部可能	3　ヒアリング時の共有のみ可能 4　不可

～　以上となります。ご協力ありがとうございました　～

「『民間企業における退職給付制度に関する調査』ご回答に際して」の「６．提出方法」をご参考に、

令和５年11月３日（金）までにご提出ください。

3

（送付用封筒）

料金後納

ゆうメール

この調査は内閣官房内閣人事局より委託を受けまして、矢野経済研究所が実施しております。
本調査の趣旨にご理解を賜り、何とぞご回答くださいますようお願い申し上げます。

内閣官房内閣人事局委託調査

「民間企業における退職給付制度に関する調査」
ご協力のお願い

【調査実施機関】株式会社　矢野経済研究所
〒164-8620 東京都中野区本町 2-46-2　中野坂上セントラルビル
TEL：03-5371-6934　FAX：03-5371-6965
お問い合わせ時間：平日 9:00～17:00

令和５年 11 月３日（金）までに、ご回答よろしくお願いいたします。

株式会社 矢野経済研究所
Yano Research Institute Ltd.

本　社　東京
支　社　大阪・名古屋・ソウル・上海・台北
担当者名:＿＿＿＿＿＿　ダイヤルイン電話番号:＿＿＿＿＿＿＿＿

差出人／返還先　佐川急便株式会社　7152
〒177-0041　東京都練馬区石神井町2-36-19

弊社からのご案内がご不要の場合、送付先に変更がある場合は、
弊社ホームページ(https://www.yano.co.jp/form/dm/)
「郵送ダイレクトメール訂正・利用停止」
にて、ご登録下さいますよう、お願い申し上げます。

（返信用封筒）

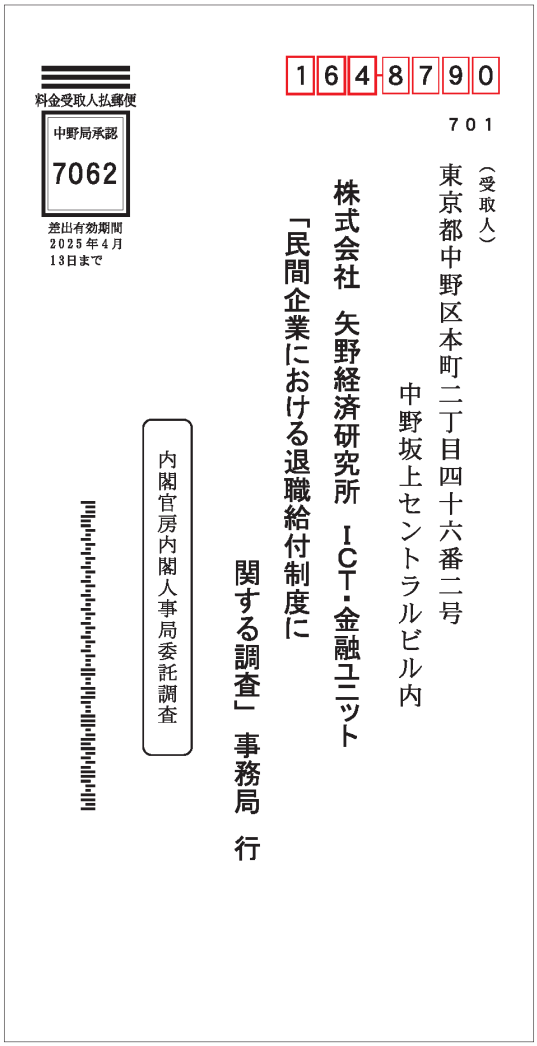
料金受取人払郵便
中野局承認
7062
差出有効期間
2025年4月
13日まで
内閣官房内閣人事局委託調査
1640-8790
701
（受取人）
東京都中野区本町二丁目四十六番二号
中野坂上セントラルビル内
株式会社　矢野経済研究所　ICT・金融ユニット
「民間企業における退職給付制度に
関する調査」事務局　行

2. 本調査における主要な用語の定義

＜表＞用語の定義

用語	定義
退職一時金制度	従業員が退職した際に一括して退職金を支給する制度（社内準備の他、中小企業退職金共済、特定業種退職金共済、特定退職金共済などを含み、企業年金における選択一時金、脱退一時金は含まない）。
企業年金制度	公的年金（厚生年金、国民年金（基礎年金））以外で、企業が何らかの形で掛金を拠出している年金制度、確定給付企業年金（DB）、確定拠出年金（企業型 DC）、厚生年金基金など。
確定給付年金（DB）	会社が、外部機関に積み立てた年金資産を運用し、その運用状況にかかわらず、確定した年金(退職金の一部)を社員に給付する制度。
企業型確定拠出年金（DC）	会社が、毎月社員の年金専用口座に確定した掛け金を拠出し、社員自身がその掛け金を運用することにより、将来の年金資産を積み立てていく制度。社員自身による年金資産の運用状況に応じて、将来社員に給付される年金が増減する。
選択制企業型確定拠出年金(選択制 DC)	社員が拠出を選択でき、拠出する場合は社員が掛け金を負担する。拠出する場合の掛け金は企業型確定拠出年金と同様に扱い、拠出しない場合は給料として支払う。
退職金前払い制度	退職時に支払う退職金を、在職期間中の給与に退職金相当額を上乗せして支払う制度。
選択一時金制度	企業年金制度において、年金の受給資格を得た者に対して年金が支給されることとなっているが、別途規約を設けた場合については、本人から申請があった場合に全額若しくは一部の金額を年金に換算し一時金として支給を受けることができる制度。
中小企業退職金共済	条件を満たす中小企業が加入可能な制度。独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営。
ストックオプション制度	会社が従業員等に対して、あらかじめ定めた価格で自社株を取得できる権利を付与する制度。